

庁名 千葉地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
民事訴訟	通常訴訟	8		10	5	5	5	5		6000円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額。 ただし、訴え提起時の現金・電子納付については当事者が1人増すごとに2000円ずつ加算する。	当事者が1名増すごとに合計1220円を2組(合計2440円)追加(1組分の内訳:500円2枚、110円2枚)。 ※原告・控訴人などが複数の場合でも、共通の代理人弁護士がいる場合は、その複数の原告や控訴人などは1名として計算する。
民事調停	民事調停	4			8			13		2930円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額。 ※当事者が1人増すごとに1600円ずつ加算する。	当事者が1名増すごとに1600円(内訳:500円2枚、100円5枚、10円10枚)を追加。 ※原告・控訴人などが複数の場合でも、共通の代理人弁護士がいる場合は、その複数の原告や控訴人などは1名として計算する。
民事執行	担保不動産競売申立て									備考欄参照	【二重開始事件(申立物件全てについて、民事執行法による先行の競売事件が係属している場合)】 50万円 【二重開始事件以外の事件】 請求債権額が2000万円まで 60万円 請求債権額が2000万円~5000万円 80万円 請求債権額が5000万円~1億円 120万円 請求債権額が1億円超 160万円 ※ 物件が5筆を超える場合には、5筆単位で10万円ずつ加算する(ただし、加算後の額は200万円を上限とする。) ※ 特別代理人選任の申立て時は、別途報酬(原則として5万円又は10万円に消費税を加算)の予納が必要。	保管金提出書送付用として、110円切手を貼った返信用封筒(「不足料金受取人払」の表示をお願いします。)を添付してください。 (代位登記事案にあたっては、宛先を記載したレターパックや大型の返信用封筒を添付してください。)
	強制競売申立て									備考欄参照	同上	
	担保不動産収益執行申立て									備考欄参照	裁判官等との面接を経て、金額を決定します。	
	形式的競売申立て									備考欄参照	物件の評価額が2000万円まで 60万円 物件の評価額が2000万円~5000万円 80万円 物件の評価額が5000万円~1億円 120万円 物件の評価額が1億円超 160万円 ※ 物件が5筆を超える場合には、5筆単位で10万円ずつ加算する(ただし、加算後の額は200万円を上限とする。) ※ 特別代理人選任の申立て時は、別途報酬(原則として5万円又は10万円に消費税を加算)の予納が必要。	
	自動車競売申立て									備考欄参照	自動車1台につき、10万円 ※特別代理人選任の申立て時は、別途報酬(原則として5万円又は10万円に消費税を加算)の予納が必要。	保管金提出書送付用として、110円切手を貼った返信用封筒(「不足料金受取人払」の表示をお願いします。)を添付してください。
	債務名義に基づく差押え(差押命令及び陳述催告)	9		10	5	5	5			6000円		差押命令と同時に転付命令を申し立てる場合も含みます。 ※債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円2枚、110円2枚)を追加。
	養育費等に基づく債権差押え(差押命令及び陳述催告)	9		10	5	5	5			6000円		※第三債務者が1名増すごとに1900円(内訳:500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
民事執行	債務名義に基づく差押え(転付命令のみ・譲渡命令・売却命令)	5		10		5	5	5		4000円		※債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円2枚、110円2枚)を追加。
	養育費等に基づく債権差押え(転付命令のみ・譲渡命令・売却命令)	5		10		5	5	5		4000円		※第三債務者が1名増すごとに1990円(内訳:500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚)を追加。
	財産開示(本庁・松戸支部)									備考欄参照	6500円	保管金提出書送付用として110円切手を貼った返信用封筒を添付してください(電子納付希望のときは不要です。)。
	財産開示(松戸支部以外の支部)	8		14	5	6	5	6		6500円		
	情報取得(本庁・松戸支部)									備考欄参照		110円切手を貼付した直送用封筒を、第三者の数(※1)+1通(保管金提出書郵送用(※2))提出してください。 ※1 不動産の場合は不要 ※2 電子納付希望のときは不要(第三者の数のみ提出してください。)。
	情報取得(本庁・松戸支部以外) 預貯金・振替社債等	3		3	1	4	5	2		2250円		直送用封筒を、第三者の数+1通(保管金提出書郵送用(※))提出してください。 ※電子納付希望のときは不要(第三者の数のみ提出してください。)。
	情報取得(本庁・松戸支部以外) 給与	5		3	3	4	6	2		3470円		第三者が1名増すごとに1360円(内訳:500円2枚、110円1枚、100円1枚、50円2枚、20円2枚、10円1枚)を追加。
	情報取得(本庁・松戸支部以外) 不動産	5		2	3	4	6	2		3360円		
保全	債権仮差押	6		2		2	4			3400円		第三債務者が1名増すごとに2180円(内訳:500円4枚、50円2枚、20円4枚)、債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円2枚、110円2枚)を追加。 債権者分として、決定正本郵送希望の場合は110円1枚、陳述書郵送希望の場合は110円×第三債務者数を追加。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止) (物件が3筆以下の場合)	4		5	1	1	3	1		2770円		債務者が1名増すごとに1220円(内訳:500円2枚、110円2枚)、登記嘱託先の法務局が1か所増すごとに1550円(内訳:500円2枚、110円3枚、100円1枚、50円1枚、20円3枚、10円1枚)を追加。 債権者決定正本の郵送を希望する場合は、110円1枚を追加。 滞納処分庁への通知用として110円×滞納処分庁の数(※)を追加。 ※ 不動産仮差押申立ての際、保全対象物件に滞納処分庁による差押えがなされている場合に必要になります。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止) (物件が4筆以上の場合)	4		6	2	2	2			3000円		債務者が1名増すごとに1290円(内訳:500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚)、登記嘱託先の法務局が1か所増すごとに1710円(内訳:500円2枚、110円4枚、100円2枚、50円1枚、20円1枚)を追加。 債権者決定正本の郵送を希望する場合は、110円1枚を追加。 滞納処分庁への通知用として110円×滞納処分庁の数(※)追加。 ※ 不動産仮差押申立ての際、保全対象物件に滞納処分庁による差押えがなされている場合に必要になります。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2		2						1220円		※債務者が1名増すごとに左記の額の組合せを1組追加。 ※債権者あて決定正本郵送希望の場合は、左記の額の組合せを1組追加。
	動産仮差押	2		2						1220円		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
保全	不動産仮差押の取下げ 不動産仮処分の取下げ	2		1		2	4			1290円		債務者が1名増すごとに110円1枚、登記嘱託先の法務局が1か所増すごとに1180円(内訳:500円2枚、50円2枚、20円4枚)を追加。 滞納処分庁への通知用として、110円×滞納処分庁の数(※)を追加。 ※ 不動産仮差押え又は債権仮差押えの取下げの際、保全対象物件又は保全対象債権に滞納処分庁による差押えがなされている場合に必要になります(滞納処分による差押えと仮差押えの先後は問いません。)。
	債権仮差押えの取下げ									備考欄参照		取下通知用として110円×(債務者の数+第三債務者の数) 滞納処分庁への通知用として110円×滞納処分庁の数(※) ※ 不動産仮差押え又は債権仮差押えの取下げの際、保全対象物件又は保全対象債権に滞納処分庁による差押えがなされている場合に必要になります(滞納処分による差押えと仮差押えの先後は問いません。)。
	保全処分の取下げ									備考欄参照		執行機関が裁判所の場合 【不動産】 法務局1か所につき1180円(内訳:500円2枚、50円2枚、20円4枚)+(110円×債務書の数) ※滞納処分庁がある場合は、滞納処分庁への通知用として110円1枚 【債権等】 110円×(債務者+第三債務者の数) ※滞納処分庁がある場合は、滞納処分庁への通知用110円1枚 執行機関が執行官の場合 (不動産(占有移転禁止等)・動産) 110円×債務者の数
	担保取消し									備考欄参照		民訴法79条1項(勝訴等)の場合 被申立人の数×1220円 同法2項(同意)の場合 110円×被申立人の数※ ※即時抗告権を放棄していない場合は、被申立人の数×1220円 同法3項(権利行使催告)の場合 被申立人の数×(1220円2組)
保護命令	保護命令	4		5	10	4		10		3850円		
労働審判	労働審判 労働仮処分	4		12		3	2	1		3520円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額。	
借地非訟	借地非訟	8		6		6	5	5		5110円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額。	当事者が1名増すごとに500円2枚(1000円)を追加。 ※原告・控訴人などが複数の場合でも、共通の代理人弁護士がいる場合は、その複数の原告や控訴人などは1名として計算する。
控訴	簡易裁判所の判決に対する控訴	8		10	5	5	5	5		6000円		当事者が1名増すごとに1500円を2組(合計3000円)追加(1組分の内訳500円2枚、110円2枚、100円2枚、10円8枚)。 ※原告・控訴人などが複数の場合でも、共通の代理人弁護士がいる場合は、その複数の原告や控訴人などは1名として計算する。
	地方裁判所の判決に対する控訴	8		10	5	5	5	5		6000円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額。	※附帯控訴について 相手方1名の場合は3000円(1500円2組) (1組分の内訳) 500円2枚、110円2枚、100円2枚、20円3枚、10円2枚 相手方が1名増すごとに上記内訳で1500円を追加。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳								郵便切手 合計額	予納金	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	2円			
抗告	一般	4		2	4		9	20		3000円	現金・電子納付の予納額は郵便 切手の総額と同額。	当事者が1名増すごとに左記「一般」 の組合せ(3000円)を1組を追加。 ※原告・控訴人などが複数の場合で も、共通の代理人弁護士がいる場合 は、その複数の原告や控訴人などは1 名として計算する。 ※再抗告について 左記のほかに当事者1名につき、1500 円を追加。
	借地非訟	8		6	5		7	20		5500円		
上告提起 上告受理 申立て	上告提起 上告受理申立て	4	6	8	7		10	12		6000円	現金・電子納付の予納額は郵便 切手の総額と同額。	当事者が1名増すごとに3000円 (内訳:500円2枚、350円2枚、110 円8枚、100円3枚、10円12枚)を追 加。 ※原告・控訴人などが複数の場合で も、共通の代理人弁護士がいる場合 は、その複数の原告や控訴人などは1 名として計算する。
特別抗告	特別抗告提起	2	2	5	4		10	15		3000円	現金・電子納付の予納額は郵便 切手の総額と同額。	当事者が1名増すごとに左記の額の組 合せを1組追加。 ※原告・控訴人などが複数の場合で も、共通の代理人弁護士がいる場合 は、その複数の原告や控訴人などは1 名として計算する。

庁名 千葉地方裁判所本庁・管内支部

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考	
同時廃止	自然人(自己)	1500円	1320円	110円×12枚 ※債権者数が8名を超える場合は、110円切手を、債権者数+4の枚数にしてください。	官報公告費用1万3046円		
管財	少額管財A(非招集型) 自然人(自己)	1500円	3800円	110円×32枚 50円×2枚 10円×18枚 ※非招集型を希望する場合、債権者数が15名を超える時は、その超過分の2倍の110円切手を追加してください。(例:債権者20名→110円切手を10枚追加)	管財人引継分20万円+官報公告費用2万5695円	<p>※予納金の分割納付の取扱いはしていません。事前に申立代理人の手元で確保していただくようお願いします。</p> <p>※少額管財で同時申立ての関連事件がある場合、管財人引継分は、基本事件が20万円、関連事件が10万円です。(例:法人と代表者個人を同時申立て→法人:20万円 代表者個人:10万円)</p> <p>※具体的な予納金額は、事案に応じて増減することがあります。</p> <p>※少額管財は、申立代理人である弁護士と管財人との適切な役割分担という枠組みを利用してことで管財人の負担軽減が可能という点に着目し、予納金の低額化を図ったものです。申立代理人においては、申立ての前後を通じてこの点に留意ください。</p>	
	少額管財B(集合型) 自然人(自己)	1500円			管財人引継分20万円+官報公告費用2万0397円		
	少額管財B(集合型) 法人(自己)	1000円		110円×32枚 50円×2枚 10円×18枚 ※債権者数が20名を超える時は、その超過分の110円切手を追加してください。(例:債権者40名→110円切手を20枚追加)	管財人引継分20万円+官報公告費用1万6264円		
	通常管財(集合型)自然人(自己)	1500円			下記「管財予納金基準額表」記載の額をもとに、債務者の財産状況等、様々な事情を考慮して、裁判官が個別に算定する額に官報公告費用を加えたもの		
	通常管財(集合型)法人(自己)	1000円					
	通常管財(集合型)債権者	2万円	6020円	500円×4枚 110円×32枚 50円×6枚 10円×20枚			

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		1万円	4700円	110円×40枚 20円×10枚 10円×10枚	代理人弁護士が付いている場合 1万5120円(官報公告料) 代理人弁護士が付いていない場合 21万5120円(官報公告料+個人再生委員報酬) ※予納金の額は場合により増減があります。	【強制執行等の中止命令の申立てを同時にする場合】 郵便切手を左記に2440円追加(500円×4枚、110円×4枚)
通常再生		1万円	4500円	110円×30枚 50円×14枚 10円×50枚	通常再生の予納金は担当係へ問い合わせてください。	

管財予納金基準額表

負債総額(単位:円)	法人	個人
5000万未満	70万円	50万円
5000万~1億未満	100万円	80万円
1億~5億未満	200万円	150万円
5億~10億未満	300万円	250万円
10億~50億未満		400万円
50億~100億未満		500万円